

5 補助対象経費

事業を実施する上で必要とする以下の経費を補助対象経費とします。(費用等、対象とできるか不明な場合は、個別にご相談ください。)

- 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認められません。
- 事業実施に必要と認められない、補助目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費と認められない場合があります。
- 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみになります。
- 消費税及び地方消費税・振込手数料については、補助対象経費から除きます。
- 汎用品(パソコン、スマートフォン、カメラ、車両等)は補助対象事業に必要な不可欠なもののみ対象となります。
- 補助金で購入・導入した機器やシステムは、補助事業目的の範囲内に限り、使用できるものであるため、目的外使用は認められません。個人事業主等で、どうしても事業用と私的利用を完全に区分できない場合、両者の使用率等をもとに按分し、事業用部分のみを補助対象とします。
- 人件費、固定費、消耗品にかかる経費の計上は、合わせて補助対象経費全体の2分の1までとします。

【その他留意事項】

- 人件費は新商品(サービス)開発・事業転換に必要なもの、又は需要確保・販路開拓に必要なもののみ認められ、これらに直接関与する方の直接作業時間のみを対象とし、事業実施状況に関する書類として1人ごとに業務日誌等を整備して頂く必要があります。(書面で確認できない場合、補助対象経費から除外されることもあります。)
- 原材料は補助事業における新商品開発等の取組において開発研究用に購入したものを対象(販売用は対象外)としており、原材料受払簿を整備して頂く必要があります。
- 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託費及び工事費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ発注する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ発注した場合は、補助対象経費として認められません。
- 補助金は精算払いとなります。
- 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

【取組区分ごとの補助対象経費及びその例】

区 分	費 目	内 容
省エネ施設改修・設備投資に要する経費	機械器具費	省エネ・効率化のために導入する設備（機械装置、備品等）整備に必要な経費
	システム導入費	デジタル活用により省エネ・効率化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費
	施設改修費	省エネのための施設改修（節電対策、断熱化等、省エネ効果が見込まれる改修整備）に必要な工事費、設計経費等
	調査・指導費	省エネ診断や、現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費
高効率・高収益化に要する経費	機械器具費	業務の効率化や、コスト削減等による高効率・高収益化のための設備（機械装置、備品等）整備に必要な経費
	システム導入費	デジタル活用で業務効率化やコスト削減等により高効率・高収益化を実現するため導入するシステム等の構築整備、導入に必要な経費
	施設改修費	効率化・高収益化のための施設改修（オープンスペース化や動線改善等、業務効率化等が見込まれる改修整備）に必要な工事費、設計経費等
	調査・指導費	業務フローや現状・課題の分析および課題解決、効率化・高収益化に向けた対策等の提案に係る外部専門家への依頼経費、指導経費
商品開発費・事業転換に要する経費	マーケティング戦略費	市場調査、マーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築、事業実施方法転換等への助言を外部専門家に依頼する経費
	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費 ※ 開発研究等に要するもののみ（販売用は対象外）。
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（サービス）のブランディング、プロデュースに係る指導費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
	開発・事業転換費	価格適正化と合わせて行う高付加価値新商品（サービス）の開発・リニューアルに要する経費、新型コロナ対応の新商品（サービス）の開発等に要する経費、事業実施転換等を自社で行う経費 ※ 新商品（サービス）開発等の取組で、新たに必要となる直接人件費、固定費（光熱水費、賃料、通信費等）も含む。）
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
需要確保・販路開拓に要する経費	人材育成費	教材の作成、購入又は借用に関する経費、研修受講、研修対価として講師に支払う経費
	マーケティング戦略費	現状・課題分析および課題解決に向けた対策等の分析、市場調査、マーケティング戦略構築、新規誘客や販路・商圏拡大等に向けた助言を外部専門家へ依頼する経費
	会場整備費	展示会、販促イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等で通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成、消費者への価格適正化の理解促進や新規誘客・再来店に向けた広告・広報に要する経費、新規顧客開拓や再来店促進に向けた取組に係る消耗品等の諸経費
共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動、補助事業実施に必要となる従業員の出張に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
その他の費用	その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費であって、商工労働部長が必要と認めるもの（既存実施事業からの経費振替は対象外）	